

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
--	---

Issue 4 • 2006/03/18 ~ 2006/03/24

一、相关新法令及新政策

I 产品全部直接出口的允许类外商投资企业产品出口情况检查暂行办法

【发布单位】商务部、财政部、海关总署、国家税务总局

【发布文号】商资发【2006】1号

【发布日期】2006-03-01

【施行日期】2006-03-01

【提 示】鉴于产品全部直接出口的允许类外商投资企业享受鼓励类外商投资企业的相关优惠待遇，有必要对其实施一定的检查，因此，商务部、财政部、海关总署、国家税务总局联合发布本暂行办法，规定自 2006 年 03 月 01 日起，商务部门将会同财政、海关、税务部门，对产品全部直接出口的允许类外商投资企业的产品出口情况，在一定期限内进行检查（分为核查与调查两种）。该暂行办法还对检查的方式、期限、程序等内容作出了具体规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200603/20060301721124.html>

一、関係する新法令及び新政策

I 製品を全部直接に輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況検査暫定弁法

【発布機関】商務部、財政部、海関総署、国家税務総局

【発布番号】商資発【2006】1号

【発布日】2006-03-01

【施行日】2006-03-01

【コメント】製品を全部直接に輸出する許可類の外商投資企業が、奨励類である外商投資企業の係の優遇を受ける場合、必要に応じて一定の検査が実施されることになっているため、商務部、財政部、税関総署、国家税務総局が本暫定弁法を共同で発布し、2006年3月1日より、商務部門は、財政、税関、税務部門とともに、製品を全部直接に輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況について、一定期間内で検査（検証と調査の2つに分かれる）を実施すると定めた。この暫定弁法では、検査の方法、期限、手順等の内容についても詳細な規定を設けている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200603/20060301721124.html>

I 国家税务总局关于税收协定常设机构认定等问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发【2006】35号

【发布日期】2006-03-14

【施行日期】2006-03-14

【提示】该通知具体解释了与确定税收意义上的常设机构有关的“营业”、“准备性或辅助性”的具体含义，并确定了征免相关纳税人税款的一些问题：

n “营业”不仅包括生产经营活动，还包括非赢利机构从事的一般业务活动。因此，除进行准备性或辅助性活动外，非赢利机构从事业务活动而在中国设立的固定基地或场所，属于税收意义上的常设机构。

n 固定基地或场所从事的业务活动如符合下述标准，则不属于“准备性或辅助性”活动，相关固定基地或场所应属于税收意义上的常设机构：

- 固定基地或场所不仅为总机构服务，而且与他人有业务往来；

- 固定基地或场所的业务性质与总机构的业务性质一致，且其业务为总机构业务的重要组成部分。

n 是否构成税收意义上的常设机构的判定程序：纳税人应向税务机关提供相关证明资料，证明其在中国境内的机构、场所不构成常设机构，但最终由税务机关判定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200603171659325497>

I 国家税务总局关于房地产开发业务征收企业所得税问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发【2006】31号

【发布日期】2006-03-06

【施行日期】2006-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200603131434232512>

I 租税協定での恒久的施設の認定等についての国家税務総局による通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発【2006】35号

【発布日】2006-03-14

【施行日】2006-03-14

【コメント】この通知は租税上の意味での恒久的施設を確定するにあたって関係する「事業」、「準備的又は補助的」についての具体的な意味を解釈し、係る納税人の税金を徴収・免除する上でのいくつかの点を確定した。

n 「事業」は、生産経営活動を含むだけでなく、非営利機構が取扱う一般の業務活動も含む。したがって、準備的又は補助的な活動を行なうほか、非営利機構が業務活動を行うために中国に設立した固定的施設又は場所は、租税上の意味での恒久的施設に該当する。

n 固定的施設又は場所で取扱う業務活動が下記基準に適合する場合、「準備的又は補助的」活動には該当せず、係る固定的施設又は場所は租税上の意味での恒久的施設に該当する。

- 固定的施設又は場所が本店のためにサービスを提供するほか、他人と業務のやり取りがある。

- 固定的施設又は場所の業務性質と本店の業務性質が一致しており、しかもその業務は本店の業務の重要な構成部分である。

n 租税上の意味での恒久的施設に成り得るかどうかの判定手順：納税人は税務機関に係る証明資料を提出し、自身が中国域内の機構、場所は恒久的施設とならないことを証明しなければならないが、最終的には税務機関が判定する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200603171659325497>

I 不動産開発業務で企業所得税を徴収することについての国家税務総局による通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発【2006】31号

【発布日】2006-03-06

【施行日】2006-01-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200603131434232512>

I 财政部 国家税务总局关于调整和完善消费
税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税【2006】33号

【发布日期】2006-03-20

【施行日期】2006-04-01

【提 示】根据该通知的规定，财政部、国家
税务总局对消费税税目、税率及相
关政策进行了调整。调整后，消费
税的税目由原来的11个增至14个，
分别为：烟、酒及酒精、化妆品、
贵重首饰及珠宝玉石、鞭炮/焰火、
成品油、汽车轮胎、摩托车、小汽
车、高尔夫球及球具、高档手表、
游艇、木制一次性筷子、实木地板。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mof.gov.cn/news/20060322_2253_13932.htm

I 上海市对外经济贸易委员会贸易促进处关于
开展本市进出口企业依法经营情况自查工作的
通知

【发布单位】上海市对外经济贸易委员会贸易促进处

【发布日期】2006-01-17

【施行日期】2006-01-17

【提 示】该通知规定，为打击外贸领域的商
业欺诈行为，上海市对外经济贸易
委员会联合各相关部门于 2006 年
01 月至 06 月在上海集中开展对
享有进出口经营权的进出口企业依
法经营情况的自查、抽查工作。通
知还规定，目前，商务部没有关于
对进出口企业的进出口经营资格进
行 2006 年度年审的通知。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.maofa.sh.cn/20060117.asp>

I 上海市出口货物退（免）税评估管理办法（试
行）

【发布单位】上海市国家税务局

【发布文号】沪国税进【2006】16号

【发布日期】2006-03-17

【施行日期】2006-03-17

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/jckss/useobject7ai20335.html>

I 消費税政策を調整し、整えることについての
財政部、国家税務総局による通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税【2006】33号

【発布日】2006-03-20

【施行日】2006-04-01

【コメント】この通知の規定によると、財政部、国家
税務総局は消費税の税目、税率及び
係る政策について調整を行う。調整後、
消費税の税目はもとの 11 から 14 へと
増える。内訳はそれぞれ、タバコ、酒及
びアルコール、化粧品、高級装身具及
び宝飾品、爆竹/花火、製品油、自動車
タイヤ、オートバイ、小型自動車、ゴル
フボール及びクラブ、高級腕時計、遊覧
船、木製の割り箸、天然木材を使用し
た床板である。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.mof.gov.cn/news/20060322_2253_13932.htm

I 上海市の輸出入企業が適法な経営状況の自
己点検業務を実施することについての上海市
対外経済貿易委員会貿易促進処による通知

【発布機関】上海市对外经济贸易委员会贸易促进处

【発布日】2006-01-17

【施行日】2006-01-17

【コメント】この通知では、対外貿易分野の商業詐
欺行為を取り締まるため、上海市对外
经济贸易委员会が各関係部門と共同
で 2006 年 1 月から 6 月まで上海市で
輸出入経営権を有する輸出入企業の
適法な経営状況の自己点検、抜き打ち
検査を集中的に実施すると定めてい
る。通知では、現在、商务部では輸
出入企業の輸出入経営資格について
2006 年度の年次審査を実施すること
についての通知は未だないとも定めて
いる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.maofa.sh.cn/20060117.asp>

I 上海市輸出入貨物税金還付(免除)評価管理
弁法(試行)

【発布機関】上海市国家税务局

【発布番号】滬国税進【2006】16号

【発布日】2006-03-17

【施行日】2006-03-17

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/jckss/useobject7ai20335.html>

- I 上海市浦东新区“十一五”期间关于促进现代服务业与高新技术产业发展的财政扶持政策
- n 浦东新区促进现代服务业发展的财政扶持意见及其实施细则
 - n 浦东新区促进高新技术产业发展的财政扶持意见及其实施细则

【发布单位】上海市浦东新区人民政府

【发布日期】2005-12-28

【施行日期】第十一个五年规划期间
(2006-01-01~2010-12-31)

【提示】针对现代服务业、高新技术产业这两个特殊产业，上海市浦东新区人民政府提出了“十一五”期间的财政扶持意见。就现代服务业而言，上海市浦东新区人民政府将对从事金融业、物流业、信息服务业、商贸服务业、会展旅游业、中介服务业、文化传媒业、总部经济这八个种类的现代服务业的机构、企业（主要针对新引进的机构、企业）提供相关财政补贴。

【法令全文】请点击以下网址查看：

- n 浦东新区促进现代服务业发展的财政扶持意见及其实施细则

http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14601&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103
http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14602&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103

- n 浦东新区促进高新技术产业发展的财政扶持意见及其实施细则

http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14603&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103
http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14604&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

- I 上海市浦东新区の「第 11 期 5 年」期間における現代サービス業とハイテク産業の発展を促進することについての財政支援政策
- n 浦东新区の現代サービス業の発展を促進する財政支援意見及びその実施細則
 - n 浦东新区のハイテク産業の発展を促進する財政支援意見及びその実施細則

【発布機関】上海市浦东新区人民政府

【発布日】2005-12-28

【施行日】第 11 期 5 年計画期間
(2006-01-01~2010-12-31)

【コメント】現代サービス業、ハイテク産業というこの 2 つの特殊な産業について、上海市浦东新区人民政府は「第 11 期 5 年」期間の財政支援意見を出した。現代サービス業について言えば、上海市浦东新区人民政府は、金融業、物流業、情報サービス業、商業貿易サービス業、イベント観光業、仲介サービス業、文化メディア業、本部経済、というこの 8 通りの現代サービス業の機関、企業（主に新たに導入した機関、企業）に対し、係る財政補助金を与える。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

- n 浦东新区の現代サービス業の発展を促進する財政支援意見及びその実施細則

http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14601&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103
http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14602&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103

- n 浦东新区のハイテク産業の発展を促進する財政支援意見及びその実施細則

http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14603&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103
http://www.bizpro.gov.cn/website/common/content.jsp?ct_id=14604&sj_id=143&sj_name=浦东新区政策法规&sj_dir=Policy&sj_parentid=103

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

- I 上海市外商投资企业协会征询上海市各外商投资企业对《中华人民共和国合同法(草案)》的意见

2006年03月23日,上海市外商投资企业协会在其网站上发布通知,征询上海市各外商投资企业对《中华人民共和国合同法(草案)》的意见。

- n 意见征询对象:上海市各外商投资企业高层领导及人事、法务部门
- n 意见征询期间:2006年03月23日~2006年04月13日
- n 意见反馈方式:传真或电子邮件
 - 传真:86-21-62751423
 - 电子邮件:saefi@saefi.org.cn
- n 上海市外商投资企业协会法务部联系方式:
 - 联系人:向长青 周靓
 - 联系电话:86-21-62751473/62751309

【备注】参考《中华人民共和国合同法(草案)》全文及其中日文对照版,请点击以下网址:

- n 公布《中华人民共和国合同法(草案)》全文的官方网址:
<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=347910&pdm=110126>
- n 由本所制作的《中华人民共和国合同法(草案)》中日文对照版登载于本所网站:
http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Special%20Issue_20060321_cn+ip.pdf

(摘自2006年03月23日
上海市外商投资企业协会网站信息,
由里兆律师事务所整理编写)

- I 取消年检 A、B 级通过的分类,有关限制性监管措施缺乏法律依据

2006年02月24日,国家工商行政管理总局发布了新的《企业年度检验办法》(以下简称“新《办法》”),新《办法》自2006年03月01日起实施。与1996年12月13日发布、1998年12月03日修订的《企业年度检验办法》(以下简称“老《办法》”)相比,新《办法》取消了老《办法》第14条关于将企业年检分为 A、B 两级通过的规定。

根据老《办法》第14条以及第17条的规定,企业有违反工商行政管理法规行为的,给予年检 B 级通过,年检 B 级通过的企业受到下述三方面限制:

二、関係する新たな情報

- I 上海市外商投资企业协会が上海市の各外商投資企業の「中華人民共和國労働契約法(草案)」についての意見を募集

2006年3月23日、上海市外商投資企業協会はそのウェブサイト上で通知を發布し、上海市の各外商投資企業の「中華人民共和國労働契約法(草案)」についての意見を募集するとした。

- n 意見募集対象:上海市各外商投資企業の上層幹部及び人事、法務部門
- n 意見募集期間:2006年3月23日~2006年4月13日
- n 意見反映方法:FAX 又は電子メール
 - FAX:86-21-62751423
 - 電子メール:saefi@saefi.org.cn
- n 上海市外商投資企業協会法務部連絡先:
 - 担当者:向長青 周靚
 - 電話番号:86-21-62751473/62751309

【備考】参考「中華人民共和國労働契約法(草案)」の全文並びにその中国語と日本語の比較表を参照される場合、下記 URL をクリックしてください。

- n 「中華人民共和國労働契約法(草案)」の全文を發布している公式ウェブサイト:
<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=347910&pdm=110126>
- n 当事務所が作成した「中華人民共和國労働契約法(草案)」の中国語と日本語の比較表は当事務所のウェブサイトに掲載しています。
http://www.leezhao.com/cn/publication/LeeZhao%20Newsletters_Special%20Issue_20060321_cn+ip.pdf

(2006年3月23日付、
上海市外商投資企業協会のウェブサイト情報から抜粋し、
里兆法律事務所が作成)

- I 年次検査 A、B のランク別に分ける判定を取り消し、関係する制限的監督管理措置は法的根拠を欠くことになる。

2006年2月24日、国家工商行政管理総局は新たな「企業年次検査弁法」(以下「新『弁法』」)というを發布した。新「弁法」は2006年3月1日より施行する。1996年12月13日发布、1998年12月3日に改正した「企業年次検査弁法」(以下「旧『弁法』」)という)と比べてみると、新「弁法」では旧「弁法」第14条の企業年次検査を A と B の 2 つのランクに分けて判定する規定を取り消している。

旧「弁法」第14条と第17条の規定によると、企業が工商行政管理法規に違反した行為があった場合、年次検査 B ランクの判定を与えるとしており、年次検査 B ランクの判定を受けた企業は以下 3 つの

- n 不得增设分支机构；
- n 不得增加经营范围；
- n 不得投资设立有限责任公司或股份有限公司。

新《办法》取消了上述规定，自 2006 年 03 月 01 日起，工商行政管理部门不再对通过年检的企业实施 A、B 级分类，也不再以年检 B 级通过为由，对有关企业在增设分支机构、增加经营范围、对外投资等方面实施限制性监管措施。

上海市工商行政管理局曾于 2003 年 07 月 10 日一并发布《企业分类暂行办法》、《企业分类监管工作实施意见（试行）》及《关于对本市严重违法案件实施信息披露的暂行规定》【沪工商企（2003）201 号】（以下简称“《201 号文》”）。根据《201 号文》的规定：

- n 上海市范围内，工商行政管理部门内部对企业实施分类监管。企业管理类别是对企业实施分类监管的主要依据。按是否违法及情节轻重，工商行政管理部门内部将企业分为一类、二类、三类、四类共四个管理类别；
- n 最近五年内有严重违法记录、或者最近三年内有两次以上一般违法记录的，工商行政管理部门内部将该企业定为四类管理企业。对四类管理企业的特殊监管措施中，其中一项，即是“列为年检重点审查对象，并在对企业违法年度的年检中给予 B 级”。

在新《办法》取消了老《办法》关于将企业年检分为 A、B 两级通过的规定后，上海市范围内，工商行政管理部门今后对其内部认定的四类管理企业，采取例如“在对企业违法年度的年检中给予 B 级”的监管措施，显然缺乏法律依据，《201 号文》的相关内容已经无法执行。

在与上海市工商行政管理部门相关官员的沟通中，他们主要表达了如下意思：

- n 鉴于新《办法》取消了老《办法》中关于将企业年检分为 A、B 两级通过的规定，原先老《办法》、以及《201 号文》中有关给予年检 B 级通过，并对年检 B 级通过的企业实施相关限制性监管措施，目前已经缺乏法律依据；
- n 工商行政管理部门内部对企业实施分类监管（分为四个管理类别），是工商行政管理部门内部对企业实施日常监管的内部方法，企业在四个管理类别中的具体类别通常不会对外公开；
- n 新《办法》实施以后，除与新《办法》冲突的条款以外，至少目前，不影响《201 号文》中关于企业实施分类监管的其他相关条款的执行。目前，似乎还没有对《201 号文》进行修正的迹象。

律师认为，政府目前在上述问题上尽管有倾向性意见，但毕竟不是成文的规定，今后的实践操作也有可能与上述意见不一致，这需要时间来验证。

（里兆律师事务所 2006 年 03 月 24 日整理编写）

方面での制限を受ける。

- n 分支機構を増設してはならない。
- n 経営範囲を追加してはならない。
- n 有限責任公司又は股份有限公司を設立してはならない。

新「弁法」の発布後は、上記の規定が取り消され、工商行政管理部门は 2006 年 3 月 1 日より年次検査を終えた企業に対し、A、B のランク別に分けることはなくなり、また、年次検査 B ランクと判定されたことを理由に、企業に対し、分支機構の増設や経営範囲の拡大、对外投资等の方面で制限的な監督管理措置を実施することはなくなった。

上海市工商行政管理局はこれまでも 2003 年 7 月 10 日に「企業分類暫定弁法」、「企業分類監督管理作業実施意見（試行）」及び「上海市の重大な違法事案について情報開示を行なうことについての規定」【滬工商企（2003）201 号】（以下「『201 号文』」という）をまとめて発布している。「201 号文」の規定に、次の内容がある。

- n 上海市では、工商行政管理部门内部で企業に対しランク別監督管理を実施している。企業管理のランク別は、企業に対しランク別監督管理を実施する上での主要な根拠である。違法や情状の度合いに基づき、工商行政管理部门内部では、企業を第 1 類、第 2 類、第 3 類、第 4 類の計 4 つの管理上のランクを付ける。
- n この 5 年以内に著しい違法記録があったり、この 3 年以内に 2 回以上の普通違反記録があった場合、工商行政管理部门内部は、同企業を 4 類の管理企業であるとする。第 4 類の管理企業の特殊な監督管理措置の中では、そのうちの 1 つが即ち「年次検査の重点審査対象である」とし、企業違法年度の年次検査で B ランクを与える」とされていた。

新「弁法」が旧「弁法」の企業の年次検査を A、B のランク別に分ける判定についての規定を取り消した後、上海市では、工商行政管理部门が今後、内部で認定した第 4 類の管理企業に対し、「企業違法年度の年次検査で B ランクを与える」といった監督管理措置を講ずることは、明らかに法的根拠に掛けることになり、「201 号文」の関係内容はもはや執行できなくなっている。

上海市工商行政管理部门の関係責任者に確認したところ、彼らは主に以下の見解を述べた。

- n 新「弁法」が旧「弁法」の中の企業年次検査で A と B のランクに分けて判定するという規定を取り消したことから、もとの旧「弁法」及び「201 号文」の中の年次検査で B ランクという判定を与え、年次検査で B ランクと判定された企業に対し、係る制限的監督管理措置を実施することについては、現時点では法的根拠を欠くことになった。
- n 工商行政管理部门内部で、ランク分け監督管理（管理上、4 つのランクに分けること）を実施することは、工商行政管理部门内部が企業に

対して実施する日常的な監督管理の内部的な方法であり、企業が管理上の 4 つのランクのうち具体的にどのランクになるのかは、通常、外部に公開することはない。

- n 新「弁法」の施行後、新「弁法」と矛盾する条項を除き、少なくとも現時点では、「201 号文」の中の企業がランク分け監督管理を実施することについてのその他の係る条項の執行には影響しない。現在、「201 号文」について改正された形跡は見られない。

弁護士は、政府は現在上記の問題について、おおよその見解は示しているけれども、明文での規定ではないため、今後の実務上の取り扱いの面で、上記の意見と一致しなくなることも考えられるが、これについては時間の経過と共に解決されるのを待たねばならないであろうと見ている。

(里兆法律事務所が2006年3月24日付けで作成)